

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市吏員退隠料其他給与金条例	1
○ 舞鶴市消防表彰条例	3
○ 舞鶴市職員の給与に関する条例(第 10 号議案関係)	4
○ 舞鶴市消防団条例	6
○ 舞鶴市職員の退職手当に関する条例(第 10 号議案関係)	7
○ 舞鶴市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(第 10 号議案関係)	10
○ 舞鶴市功労者条例	11
○ 舞鶴市暴力団排除条例	12
○ 舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(第 11 号議案関係)	13
○ 舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(第 11 号議案関係)	14
○ 舞鶴市職員の給与に関する条例(第 12 号議案関係)	15
○ 舞鶴市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例	33
○ 舞鶴市職員の退職手当に関する条例(第 12 号議案関係)	34

○ 舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(第 12 号議案関係)	35
○ 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例	38
○ 舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	40
○ 舞鶴市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和 4 年条例第 27 号)	48
○ 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(第 12 号議案関係)	49
○ 舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(第 12 号議案関係)	50
○ 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(第 12 号議案関係)	53
○ 舞鶴市職員の退職手当に関する条例(第 13 号議案関係)	54
○ 舞鶴市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(第 14 号議案関係)	57
○ 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(第 15 号議案関係)	58
○ 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(第 15 号議案関係)	59
○ 舞鶴市公共下水道条例	60
○ 舞鶴市ふるさと応援基金条例	61
○ 舞鶴市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	62
○ 舞鶴市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例	

の一部を改正する条例(令和 6 年条例第 30 号)	63
○ 舞鶴市国民健康保険条例	64
○ 舞鶴市地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例	68
○ 舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	70
○ 舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例	71
○ 舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	73
○ 舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	77
○ 舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例	81

舞鶴市吏員退隠料其他給与金条例旧新対照表

旧	新
第8条 退隠料、通算退職年金(第2号又は第3号の場合においては通算退職年金を除く)又は遺族扶助料を受くる権利を有するもの次の各号の一に該当するときはその権利消滅す (1) (略) (2) 死刑又は無期若は3年を超ゆる<u>懲役若は禁錮の刑</u>に処せられたるとき (3) (略) (4) 在職中の犯罪(過失犯を除く)により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたるときただしその在職が退隠料を受けたる後に為されたるものなるときはその再在職によりて生じたる権利のみ消滅す 第13条 在職17年以上にして退職したるときは之に退隠料を給すただし次の各号の一に該当するときはこの限にあらず (1) (略) (2) 在職中の犯罪により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたるとき 第18条 退隠料を受くる者次の各号の一に該当するときはその期間中之が支給を停止す (1)及び(2) (略) (3) 2年以下の<u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられたるときはその月の翌月よりその刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月まで ただし刑の執行猶予の言渡を受けたるときは退隠料は之を停止せずその言渡を取消されるときは取消の月の翌月より刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月まで之を停止す (4)及び(5) (略)	第8条 退隠料、通算退職年金(第2号又は第3号の場合においては通算退職年金を除く)又は遺族扶助料を受くる権利を有するもの次の各号の一に該当するときはその権利消滅す (1) (略) (2) 死刑又は無期若は3年を超ゆる<u>拘禁刑</u>に処せられたるとき (3) (略) (4) 在職中の犯罪(過失犯を除く)により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたるときただしその在職が退隠料を受けたる後に為されたるものなるときはその再在職によりて生じたる権利のみ消滅す 第13条 在職17年以上にして退職したるときは之に退隠料を給すただし次の各号の一に該当するときはこの限にあらず (1) (略) (2) 在職中の犯罪により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたるとき 第18条 退隠料を受くる者次の各号の一に該当するときはその期間中之が支給を停止す (1)及び(2) (略) (3) 2年以下の<u>拘禁刑</u>に処せられたるときはその月の翌月よりその刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月まで ただし刑の執行猶予の言渡を受けたるときは退隠料は之を停止せずその言渡を取消されるときは取消の月の翌月より刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月まで之を停止す (4)及び(5) (略) 改正附則

旧	新
	この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

舞鶴市消防表彰条例旧新対照表

旧	新
第16条 消防功労章又は消防功績章を授与された者が、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ又は懲戒処分によりその職を免ぜられたときは、これを返納させるものとし、消防職員にふさわしくない非行があったときは、これを着けることを停止し又はこれを返納させることができる。	第16条 消防功労章又は消防功績章を授与された者が、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ又は懲戒処分によりその職を免ぜられたときは、これを返納させるものとし、消防職員にふさわしくない非行があったときは、これを着けることを停止し又はこれを返納させることができる。 改正附則 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表(第10号議案関係)

旧	新
(期末手当) 第30条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1) 及び(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (期末手当の支給の一時差止め) 第30条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略)	(期末手当) 第30条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1) 及び(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (期末手当の支給の一時差止め) 第30条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略)

旧	新
2から4まで （略） 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) 及び(3) （略） 6から9まで （略）	2から4まで （略） 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) 及び(3) （略） 6から9まで （略） 改正附則 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

舞鶴市消防団条例旧新対照表

旧	新
(欠格事項) 第4条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) (略)	(欠格事項) 第4条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) (略) 改正附則 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

舞鶴市職員の退職手当に関する条例旧新対照表(第10号議案関係)

旧	新
(退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (略) 2から4まで (略) 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) (略) (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を	(退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (略) 2から4まで (略) 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) (略) (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月

旧	新
経過した場合 (3) (略) 6から10まで (略) (退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 及び(3) (略) 2から6まで (略) (退職をした者の退職手当の返納) 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次	を経過した場合 (3) (略) 6から10まで (略) (退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 及び(3) (略) 2から6まで (略) (退職をした者の退職手当の返納) 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次

旧	新
条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。 (2) 及び(3) (略) 2から6まで (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 (略) 2及び3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5から8まで (略)	条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 (2) 及び(3) (略) 2から6まで (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 (略) 2及び3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5から8まで (略) 改正附則 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

舞鶴市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例旧新対照表(第10号議案関係)

旧	新
(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (2)から(5)まで (略)	(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (2)から(5)まで (略) 改正附則 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

舞鶴市功労者条例旧新対照表

旧	新
第3条 第1条に定める者が次の各号のいずれかに該当するときは、功労者の資格を失い、又は功労者としてすることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (2) 及び(3) (略)	第3条 第1条に定める者が次の各号のいずれかに該当するときは、功労者の資格を失い、又は功労者としてすることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (2) 及び(3) (略) 改正附則 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

舞鶴市暴力団排除条例旧新対照表

旧	新
(罰則) 第21条 第12条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 2及び3 (略)	(罰則) 第21条 第12条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 2及び3 (略) 改正附則 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例旧新対照表(第11号議案関係)

旧	新
	<u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u> <u>第17条の2の2 地方公務員法第26条の6第1項の規定による承認を受けた職員には、同項に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u> 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 2及び3 (略)

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例旧新対照表(第11号議案関係)

旧	新
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u> (2)から(5)まで (略) (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 (育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u> (2)及び(3) (略)	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u> (2)から(5)まで (略) (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 (育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u> (2)及び(3) (略) 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 2及び3 (略)

舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表(第12号議案関係)

旧	新
(給料) 第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、宿日直手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。 2 (略) (初任給、昇給、昇格等) 第4条 (略) 2から5まで (略) 6 前項の規定により<u>職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</u> 7 <u>55歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員に関する第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、規則で定める基準に従い決定するものとする。</u> 8から10まで (略) (扶養手当)	(給料) 第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、宿日直手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。 2 (略) (初任給、昇給、昇格等) 第4条 (略) 2から5まで (略) 6 前項の規定により<u>職員(次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)</u>を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>前項</u>に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 7 <u>次の各号に掲げる職員に関する第5項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、規則で定める基準に従い決定するものとする。</u> <u>(1) 55歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)</u> <u>(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行政職8級職員」という。)</u> 8から10まで (略) (扶養手当)

旧	新
第11条 前条の扶養親族とは、次に掲げる者で、<u>他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</u>	第11条 前条の扶養親族とは、次に掲げる者で<u>他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</u>
(1) <u>配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>	(削除)
(2) (略)	(1) (略)
(3) (略)	(2) (略)
(4) (略)	(3) (略)
(5) (略)	(4) (略)
(6) (略)	(5) (略)
第12条 扶養手当の月額は、<u>前条第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)</u>については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行政職8級職員」という。))<u>にあつては、3,500円)、同条第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき10,000円とする。	第12条 扶養手当の月額は、<u>前条第1号に該当する扶養親族(次条において「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき13,000円、<u>前条第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族</u>については1人につき6,500円(行政職8級職員にあつては、3,500円)とする。
第12条の2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「<u>特定期間</u>」という。))<u>にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前条の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同条の規定による額に加算した額とする。</u>	第12条の2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前条の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同条の規定による額に加算した額とする。</u>
第13条 <u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、市長が別に定める扶養親族認定申請書により直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u>	第13条 <u>第10条から前条までに規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u>
(1) <u>新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</u> (2) <u>扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第11条第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22</u>	

旧	新
<u>歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)</u> <u>第14条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</u> <u>2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> <u>(1) 扶養手当を受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合</u> <u>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u> <u>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある行政職8級職員が行政職8級職員以外の職員となった場合</u>	<u>第14条から第17条まで 削除</u>

旧	新
<u>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員以外のものが行政職8級職員となった場合</u> <u>(5) 職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> <u>第15条 2人以上の者が同一親族を扶養する場合(職員でない者が扶養する場合を含む。)の扶養手当の受給者は、その扶養親族と同居する者を第1順位とし、別居する者を第2順位とする。</u> <u>2 同順位の者が数人ある場合は、民法(明治29年法律第89号)第878条の規定により定め、そのことを証明する書類を任命権者に提出しなければならない。</u> <u>第16条 虚偽の申請又は申請の遅延等によって不当に扶養手当の支給を受けたときは、その手当は返還を命じ、かつ、以後の手当は支給しない。</u> <u>第17条 第10条から前条までに定めるもののほか、扶養手当の支給については、給料支給の例による。</u> <u>第17条の2 削除</u> (住居手当) 第17条の3 職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する月額に住居手当を支給する。 (1)及び(2) (略) (3) 第18条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている	(地域手当) <u>第17条の2 職員には、地域手当を支給する。</u> <u>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の4を乗じて得た額とする。</u> (住居手当) 第17条の3 職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する月額に住居手当を支給する。 (1)及び(2) (略) (3) 第18条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)</u>が居住するための住宅

旧	新
もの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 前2号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額	(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 前2号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額
2 (略) (単身赴任手当)	2 (略) (単身赴任手当)
第18条の2 (略)	第18条の2 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>規則で定める者から引き続きこの条例の給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する庁舎に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)</u> その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。	3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する庁舎に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u>
4 (略) (勤務1時間当たりの給与額の算出)	4 (略) (勤務1時間当たりの給与額の算出)
第25条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1年間における休日等に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額とする。	第25条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する <u>地域手当の月額</u> の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1年間における休日等に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額とする。
2 (略) (管理職特別勤務手当)	2 (略) (管理職特別勤務手当)
第29条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するもの(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必	第29条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するもの(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必

旧	新
要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給することができる。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間にあって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は</u>、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給することができる。 3 管理職特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした場合にあっては、<u>その額に100分の150を乗じて得た額</u>) (2) (略) 4 (略) (期末手当) 第30条 (略) 2及び3 (略) 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料、<u>扶養手当及び管理職手当の月額</u>の合計額とする。 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を	要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(同項において「週休日等」という。)に<u>勤務をした場合は</u>、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給することができる。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした場合は</u>、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給することができる。 3 管理職特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(<u>前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額</u>)とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額 (2) (略) 4 (略) (期末手当) 第30条 (略) 2及び3 (略) 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料<u>及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに管理職手当の月額</u>の合計額とする。 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額<u>及びこれに対する地域手当の月額</u>の合計額に規則

旧	新
超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 6 (略) (勤勉手当) 第30条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、100分の105を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料<u>及び</u>管理職手当の月額の合計額とする。 4及び5 (略) (休職者の給与) 第34条の2 (略) 2 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 3 (略)	で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 6 (略) (勤勉手当) 第30条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額<u>及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u>を加算した額に、100分の105を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料<u>の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに</u>管理職手当の月額の合計額とする。 4及び5 (略) (休職者の給与) 第34条の2 (略) 2 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 3 (略)

旧										新									
4 職員が前3項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 5 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。 6から9まで (略) (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第36条 第4条第3項から第10項まで、第7条の3、<u>第10条から第17条まで及び第17条の3</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 <u>別表第1(第3条関係)</u> 行政職給料表										4 職員が前3項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 5 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。 6から9まで (略) (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第36条 第4条第3項から第10項まで、第7条の3<u>及び第10条から第13条までの規定は</u>、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 <u>別表第1(第3条関係)</u> 行政職給料表									
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600		1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000		2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500		3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900		4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800		5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900		6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000

旧									新								
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	

旧										新									
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500		41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000		42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400		43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700		44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000		45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000			46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400			47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100			48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600			49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000			50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400			51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800			52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200			53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600			54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000			55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300			56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600			57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000			58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300			59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600			60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900			61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800				62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100				63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400				64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600				65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900				66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200				67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500				68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700				69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000				70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300				71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500				72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		

旧										新									
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700				73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700			
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000				74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500				
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300				75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800				
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500				76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000				
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700				77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200				
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000				78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500				
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300				79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800				
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500				80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000				
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700				81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200				
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000				82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500				
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300				83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800				
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500				84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000				
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700				85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200				
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500					86	256, 000	297, 100	346, 000						
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800					87	256, 300	297, 400	346, 400						
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000					88	256, 600	297, 700	346, 800						
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200					89	256, 900	298, 000	347, 000						
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500					90	257, 200	298, 300	347, 400						
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800					91	257, 500	298, 600	347, 800						
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000					92	257, 800	299, 000	348, 200						
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200					93	258, 100	299, 200	348, 400						
94		299, 400	347, 400							94		299, 400	348, 800						
95		299, 700	347, 800							95		299, 700	349, 200						
96		300, 100	348, 200							96		300, 100	349, 500						
97		300, 300	348, 400							97		300, 300	349, 800						
98		300, 600	348, 800							98		300, 600	350, 200						
99		301, 000	349, 200							99		301, 000	350, 600						
100		301, 400	349, 500							100		301, 400	351, 000						
101		301, 600	349, 800							101		301, 600	351, 500						
102		301, 900	350, 200							102		301, 900	351, 900						
103		302, 200	350, 600							103		302, 200	352, 300						
104		302, 500	351, 000							104		302, 500	352, 700						
105		302, 700	351, 500							105		302, 700	353, 200						

旧									新									
	106		303,000	351,900						106		303,000	353,600					
	107		303,300	352,300						107		303,300	353,900					
	108		303,600	352,700						108		303,600	354,200					
	109		303,800	353,200						109		303,800	354,700					
	110		304,200	353,600						110		304,200						
	111		304,600	353,900						111		304,600						
	112		304,900	354,200						112		304,900						
	113		305,100	354,700						113		305,100						
	114		305,300							114		305,300						
	115		305,600							115		305,600						
	116		306,000							116		306,000						
	117		306,200							117		306,200						
	118		306,400							118		306,400						
	119		306,700							119		306,700						
	120		307,000							120		307,000						
	121		307,400							121		307,400						
	122		307,600							122		307,600						
	123		307,900							123		307,900						
	124		308,200							124		308,200						
	125		308,500							125		308,500						
	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

旧	新
	<p data-bbox="1178 276 1346 304">改正附則</p> <p data-bbox="1178 312 1317 341">(施行期日)</p> <p data-bbox="1149 349 1720 378">1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1178 386 1368 414">(号給の切替え)</p> <p data-bbox="1149 422 2016 722">2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において舞鶴市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。</p> <p data-bbox="1178 730 1592 759">(切替日前の異動者の号給の調整)</p> <p data-bbox="1149 767 2016 949">3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p data-bbox="1178 957 1957 986">(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)</p> <p data-bbox="1149 994 2016 1176">4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後給与条例」という。)第10条から第13条までの規定の適用については、第10条中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次条第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職8級職員に対しては、支給しない」と、第11条中</p> <div data-bbox="1189 1184 2016 1252" data-cs="2" data-kind="parent"> <div data-bbox="1189 1184 1637 1236"> 「(5) 重度心身障害者」とあるのは </div> <div data-bbox="1659 1184 2016 1252"> 「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者(届出をしない」と、第12条中 </div> </div> <p data-bbox="1178 1276 2016 1331">が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」</p>

旧	新																																																																																																																						
	「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「前条第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。																																																																																																																						
	5 （略） （単身赴任手当に関する経過措置）																																																																																																																						
	6 改正後給与条例第18条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。 （委任）																																																																																																																						
	7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。																																																																																																																						
	8から10まで （略） 附則別表（附則第2項関係）																																																																																																																						
	<table><tr><th rowspan="2">旧号給</th><th colspan="6">新号給</th></tr><tr><th>3級</th><th>4級</th><th>5級</th><th>6級</th><th>7級</th><th>8級</th></tr><tr><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>5</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>6</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>7</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>8</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>9</td><td>5</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>10</td><td>6</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>11</td><td>7</td><td>3</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>12</td><td>8</td><td>4</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>13</td><td>9</td><td>5</td><td>5</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>14</td><td>10</td><td>6</td><td>6</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>15</td><td>11</td><td>7</td><td>7</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td></tr></table>	旧号給	新号給						3級	4級	5級	6級	7級	8級	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	1	6	2	1	1	1	1	1	7	3	1	1	1	1	1	8	4	1	1	1	1	1	9	5	1	1	1	1	1	10	6	2	2	1	1	1	11	7	3	3	1	1	1	12	8	4	4	1	1	1	13	9	5	5	1	1	1	14	10	6	6	2	1	1	15	11	7	7	3	1	1
旧号給	新号給																																																																																																																						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級																																																																																																																	
1	1	1	1	1	1	1																																																																																																																	
2	1	1	1	1	1	1																																																																																																																	
3	1	1	1	1	1	1																																																																																																																	
4	1	1	1	1	1	1																																																																																																																	
5	1	1	1	1	1	1																																																																																																																	
6	2	1	1	1	1	1																																																																																																																	
7	3	1	1	1	1	1																																																																																																																	
8	4	1	1	1	1	1																																																																																																																	
9	5	1	1	1	1	1																																																																																																																	
10	6	2	2	1	1	1																																																																																																																	
11	7	3	3	1	1	1																																																																																																																	
12	8	4	4	1	1	1																																																																																																																	
13	9	5	5	1	1	1																																																																																																																	
14	10	6	6	2	1	1																																																																																																																	
15	11	7	7	3	1	1																																																																																																																	

旧	新						
	16	12	8	8	4	1	1
	17	13	9	9	5	1	1
	18	14	10	10	6	2	1
	19	15	11	11	7	3	1
	20	16	12	12	8	4	1
	21	17	13	13	9	5	1
	22	18	14	14	10	6	1
	23	19	15	15	11	7	1
	24	20	16	16	12	8	2
	25	21	17	17	13	9	2
	26	22	18	18	14	10	2
	27	23	19	19	15	11	2
	28	24	20	20	16	12	3
	29	25	21	21	17	13	3
	30	26	22	22	18	14	3
	31	27	23	23	19	15	3
	32	28	24	24	20	16	3
	33	29	25	25	21	17	3
	34	30	26	26	22	18	4
	35	31	27	27	23	19	4
	36	32	28	28	24	20	4
	37	33	29	29	25	21	4
	38	34	30	30	26	22	4
	39	35	31	31	27	23	4
	40	36	32	32	28	24	4
	41	37	33	33	29	25	4
	42	38	34	34	30	26	5

旧	新						
	43	39	35	35	31	27	5
	44	40	36	36	32	28	5
	45	41	37	37	33	29	5
	46	42	38	38	34	30	
	47	43	39	39	35	31	
	48	44	40	40	36	32	
	49	45	41	41	37	33	
	50	46	42	42	38	34	
	51	47	43	43	39	35	
	52	48	44	44	40	36	
	53	49	45	45	41	37	
	54	50	46	46	42	38	
	55	51	47	47	43	39	
	56	52	48	48	44	40	
	57	53	49	49	45	41	
	58	54	50	50	46	42	
	59	55	51	51	47	43	
	60	56	52	52	48	44	
	61	57	53	53	49	45	
	62	58	54	54	50		
	63	59	55	55	51		
	64	60	56	56	52		
	65	61	57	57	53		
	66	62	58	58	54		
	67	63	59	59	55		
	68	64	60	60	56		
	69	65	61	61	57		

旧	新						
	70	66	62	62	58		
	71	67	63	63	59		
	72	68	64	64	60		
	73	69	65	65	61		
	74	70	66	66	62		
	75	71	67	67	63		
	76	72	68	68	64		
	77	73	69	69	65		
	78	74	70	70	66		
	79	75	71	71	67		
	80	76	72	72	68		
	81	77	73	73	69		
	82	78	74	74	70		
	83	79	75	75	71		
	84	80	76	76	72		
	85	81	77	77	73		
	86	82	78	78			
	87	83	79	79			
	88	84	80	80			
	89	85	81	81			
	90	86	82	82			
	91	87	83	83			
	92	88	84	84			
	93	89	85	85			
	94	90					
	95	91					
	96	92					

旧	新						
	97	93					
	98	94					
	99	95					
	100	96					
	101	97					
	102	98					
	103	99					
	104	100					
	105	101					
	106	102					
	107	103					
	108	104					
	109	105					
	110	106					
	111	107					
	112	108					
	113	109					

舞鶴市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例旧新対照表

旧	新
(減給の効果) 第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第18号)第20条に規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。	(減給の効果) 第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の額及びこれに対する地域手当の額の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第18号)第20条に規定する報酬の額。<u>以下同じ。</u>)の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額<u>及びこれに対する地域手当の額の合計額</u>の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 2から10まで (略)

舞鶴市職員の退職手当に関する条例旧新対照表(第12号議案関係)

旧	新
(一般の退職手当の額に係る特例) 第6条の3の3 (略) 2 前項の基本給月額とは、舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額の合計額とし、その他の職員については、給料日額の21日分に相当する額又は月手当額とする。	(一般の退職手当の額に係る特例) 第6条の3の3 (略) 2 前項の基本給月額とは、舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とし、その他の職員については、給料日額の21日分に相当する額又は月手当額とする。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 2から10まで (略)

舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例旧新対照表(第12号議案関係)

旧	新
(給与の種類) 第2条 (略) 2 (略) 3 諸手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、初任給調整手当、管理職手当、管理職特別勤務手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>及び退職手当とする。 (扶養手当) 第4条 (略) 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) <u>第4条の2 削除</u> (管理職特別勤務手当) 第15条の2 管理又は監督の地位にある職員の職のうち管理者が指定するもの(次項において「管理監督職員」という。)及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年条例第32号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて	(給与の種類) 第2条 (略) 2 (略) 3 諸手当の種類は、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、初任給調整手当、管理職手当、管理職特別勤務手当及び退職手当とする。 (扶養手当) 第4条 (略) 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (削除) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) <u>(地域手当)</u> <u>第4条の2 職員には、地域手当を支給する。</u> (管理職特別勤務手当) 第15条の2 管理又は監督の地位にある職員の職のうち管理者が指定するもの(次項において「管理監督職員」という。)及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年条例第32号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて

旧	新
採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給することができる。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に</u>あつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給することができる。 <u>(特定任期付職員業績手当)</u> <u>第15条の3 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。</u> (特定の職員についての適用除外) 第20条 第4条、<u>第4条の3</u>、第14条及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。 2 (略) 3 第4条、第4条の3、<u>第12条</u>、第14条及び第15条の規定は、特定任期付職員には適用しない。 4 (略)	採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給することができる。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給することができる。 (削除) (特定の職員についての適用除外) 第20条 第4条、第14条及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。 2 (略) 3 第4条、第4条の3、第14条及び第15条の規定は、特定任期付職員には適用しない。 4 (略) 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 2及び3 (略) (令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

旧	新
	4 (略) 5 切替日から令和8年3月31日までの間における第4条の規定による改正後の舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、 (5) 重度心身障害者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。 6から10まで (略)

舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例旧新対照表

旧	新
(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 (略) 2及び3 (略) <u>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> <u>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> (給与条例の規定の適用除外) 第8条 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から第7条の3まで、第10条から<u>第17条まで、第17条の3及び第30条の4</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 (略) 3 給与条例第10条から<u>第17条まで</u>、第17条の3及び第18条の2の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)には適用しない。 (給与条例の規定の読替え) 第9条 特定任期付職員に対する給与条例<u>第2条、第29条第1項及び第30条第2項</u>の規定の適用については、<u>給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するもの(次項において「管理監督職員」という。))と</u>	(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 (略) 2及び3 (略) (削除) <u>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> (給与条例の規定の適用除外) 第8条 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から第7条の3まで、第10条から<u>第13条まで及び第17条の3</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 (略) 3 給与条例第10条から<u>第13条まで</u>、第17条の3及び第18条の2の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)には適用しない。 (給与条例の規定の読替え) 第9条 特定任期付職員に対する給与条例<u>第29条第1項、第30条第2項及び第30条の4第2項第1号</u>の規定の適用については、給与条例第29条第1項中「管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するもの(次項において「管理監督職員」という。))」とあるのは「舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号

旧	新
あるのは「舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「100分の125」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。 2及び3 （略）	列記以外の部分中「100分の125」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第30条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。 2及び3 （略） 改正附則 （施行期日） 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 2から10まで （略）

舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例旧新対照表

旧	新
(会計年度任用職員の給与) 第4条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。 2 (略)	(会計年度任用職員の給与) 第4条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、<u>地域手当</u>、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。 2 (略) (<u>地域手当</u>) <u>第9条の2 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。)第17条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</u> (通勤手当) 第10条 <u>給与条例</u>第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。
(通勤手当) 第10条 <u>舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。)</u>第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。 (勤務1時間当たりの給与額の算出) 第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから会計年度任用職員勤務時間条例第4条第2項に規定するフルタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。 2 (略) (パートタイム会計年度任用職員の報酬) 第20条 (略)	(勤務1時間当たりの給与額の算出) 第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する<u>地域手当の月額の合計額</u>に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから会計年度任用職員勤務時間条例第4条第2項に規定するフルタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。 2 (略) (パートタイム会計年度任用職員の報酬) 第20条 (略)

旧	新
2及び3 (略) 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が会計年度任用職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第7条及び第8条の規定を適用して得た額とする。 (期末手当) 第29条 給与条例第30条から第30条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第30条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料、<u>扶養手当及び管理職手当の月額</u>の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額(日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。))の1月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。 2及び3 (略) (勤勉手当)	2及び3 (略) 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が会計年度任用職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第7条及び第8条の規定を適用して得た額<u>に、当該額に100分の4を乗じて得た額を加算した額</u>とする。 (期末手当) 第29条 給与条例第30条から第30条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第30条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料<u>及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに管理職手当の月額</u>の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額(日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。))の1月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。 2及び3 (略) (勤勉手当)

旧				新			
第29条の2 給与条例第30条の4の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。)について準用する。この場合において、<u>給与条例第30条の4第3項中「職員が受けるべき給料及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額(日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。))の1月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。</u>				第29条の2 給与条例第30条の4の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。)について準用する。この場合において、<u>同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに管理職手当の月額の合計額」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額(日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。))の1月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。</u>			
2 (略)				2 (略)			
<u>別表第1(第7条関係)</u>				<u>別表第1(第7条関係)</u>			
会計年度任用職員給料表				会計年度任用職員給料表			
号給	職務の級	1級	2級	号給	職務の級	1級	2級
		給料月額	給料月額			給料月額	給料月額
		円	円			円	円
1		166,500	183,500	1		185,700	183,500
2		167,700	184,600	2		187,400	184,600
3		168,800	185,800	3		189,100	185,800
4		169,900	186,900	4		190,800	186,900
5		171,200	188,000	5		192,500	188,000
6		172,400	189,700	6		194,200	189,700
7		173,600	191,300	7		195,800	191,300
8		174,800	192,900	8		197,400	192,900
9		175,800	194,500	9		199,000	194,500
10		177,000	196,200	10		200,500	196,200

旧				新			
11	178, 300	197, 800	244, 800	11	202, 000	197, 800	244, 800
12	179, 500	199, 400	246, 200	12	203, 500	199, 400	246, 200
13	180, 600	201, 000	247, 400	13	205, 000	201, 000	247, 400
14	181, 800	202, 700	248, 600	14	206, 500	202, 700	248, 600
15	183, 100	204, 400	249, 800	15	208, 000	204, 400	249, 800
16	184, 400	206, 100	251, 000	16	209, 500	206, 100	251, 000
17	185, 700	207, 400	252, 100	17	211, 000	207, 400	252, 100
18	187, 400	209, 000	253, 200	18	212, 400	209, 000	253, 200
19	189, 100	210, 600	254, 300	19	213, 800	210, 600	254, 300
20	190, 800	212, 100	255, 400	20	215, 200	212, 100	255, 400
21	192, 500	213, 600	256, 400	21	216, 600	213, 600	256, 400
22	194, 200	215, 200	257, 400	22	217, 700	215, 200	257, 400
23	195, 800	216, 800	258, 400	23	218, 800	216, 800	258, 400
24	197, 400	218, 400	259, 400	24	219, 900	218, 400	259, 400
25	199, 000	220, 000	260, 400	25	220, 900	220, 000	260, 400
26	200, 500	221, 700	261, 300	26	221, 800	221, 700	261, 300
27	202, 000	223, 000	262, 200	27	222, 700	223, 000	262, 200
28	203, 500	224, 300	263, 100	28	223, 600	224, 300	263, 100
29	205, 000	225, 600	263, 900	29	224, 500	225, 600	263, 900
30	206, 500	226, 700	264, 700	30	225, 300	226, 700	264, 700
31	208, 000	227, 800	265, 500	31	226, 100	227, 800	265, 500
32	209, 500	228, 900	266, 300	32	226, 900	228, 900	266, 300
33	211, 000	230, 000	267, 000	33	227, 700	230, 000	267, 000
34	212, 400	231, 100	267, 800	34	228, 400	231, 100	267, 800
35	213, 800	232, 200	268, 600	35	229, 100	232, 200	268, 600
36	215, 200	233, 300	269, 300	36	229, 800	233, 300	269, 300
37	216, 600	234, 400	270, 000	37	230, 500	234, 400	270, 000
38	217, 700	235, 400	270, 800	38	231, 100	235, 400	270, 800

旧				新			
39	218, 800	236, 400	271, 600	39	231, 700	236, 400	271, 600
40	219, 900	237, 300	272, 300	40	232, 300	237, 300	272, 300
41	220, 900	238, 200	273, 000	41	233, 000	238, 200	273, 000
42	221, 800	239, 100	273, 800	42	233, 500	239, 100	273, 800
43	222, 700	239, 900	274, 600	43	234, 000	239, 900	274, 600
44	223, 600	240, 700	275, 300	44	234, 500	240, 700	275, 300
45	224, 500	241, 400	276, 000	45	235, 000	241, 400	276, 000
46	225, 300	242, 000	276, 700	46	235, 400	242, 000	276, 700
47	226, 100	242, 600	277, 400	47	235, 800	242, 600	277, 400
48	226, 900	243, 200	278, 100	48	236, 200	243, 200	278, 100
49	227, 700	243, 800	278, 800	49	236, 600	243, 800	278, 800
50	228, 400	244, 400	279, 500	50	236, 900	244, 400	279, 500
51	229, 100	245, 000	280, 200	51	237, 200	245, 000	280, 200
52	229, 800	245, 500	280, 900	52	237, 500	245, 500	280, 900
53	230, 500	246, 000	281, 500	53	237, 800	246, 000	281, 500
54	231, 100	246, 400	282, 200	54	238, 100	246, 400	282, 200
55	231, 700	246, 700	282, 800	55	238, 400	246, 700	282, 800
56	232, 300	247, 000	283, 500	56	238, 700	247, 000	283, 500
57	233, 000	247, 300	284, 100	57	238, 900	247, 300	284, 100
58	233, 500	247, 600	284, 800	58	239, 200	247, 600	284, 800
59	234, 000	247, 900	285, 400	59	239, 500	247, 900	285, 400
60	234, 500	248, 200	286, 100	60	239, 700	248, 200	286, 100
61	235, 000	248, 500	286, 700	61	239, 900	248, 500	286, 700
62	235, 400	248, 800	287, 400	62	240, 200	248, 800	287, 400
63	235, 800	249, 100	288, 000	63	240, 500	249, 100	288, 000
64	236, 200	249, 400	288, 500	64	240, 700	249, 400	288, 500
65	236, 600	249, 700	289, 000	65	240, 900	249, 700	289, 000
66	236, 900	250, 000	289, 600	66	241, 200	250, 000	289, 600

旧				新			
67	237, 200	250, 300	290, 100	67	241, 500	250, 300	290, 100
68	237, 500	250, 600	290, 700	68	241, 700	250, 600	290, 700
69	237, 800	250, 900	291, 200	69	241, 900	250, 900	291, 200
70	238, 100	251, 200	291, 700	70	242, 200	251, 200	291, 700
71	238, 400	251, 500	292, 300	71	242, 500	251, 500	292, 300
72	238, 700	251, 800	292, 900	72	242, 700	251, 800	292, 900
73	238, 900	252, 100	293, 400	73	242, 900	252, 100	293, 400
74	239, 200	252, 400	293, 900	74	243, 200	252, 400	293, 900
75	239, 500	252, 700	294, 300	75	243, 500	252, 700	294, 300
76	239, 700	253, 000	294, 600	76	243, 700	253, 000	294, 600
77	239, 900	253, 300	294, 800	77	243, 900	253, 300	294, 800
78	240, 200	253, 600	295, 100	78	244, 200	253, 600	295, 100
79	240, 500	253, 900	295, 300	79	244, 500	253, 900	295, 300
80	240, 700	254, 200	295, 600	80	244, 700	254, 200	295, 600
81	240, 900	254, 500	295, 800	81	244, 900	254, 500	295, 800
82	241, 200	254, 800	296, 000	82	245, 200	254, 800	296, 000
83	241, 500	255, 100	296, 300	83	245, 400	255, 100	296, 300
84	241, 700	255, 400	296, 500	84	245, 700	255, 400	296, 500
85	241, 900	255, 700	296, 800	85	245, 900	255, 700	296, 800
86	242, 200	256, 000	297, 100	86	246, 100	256, 000	297, 100
87	242, 500	256, 300	297, 400	87	246, 400	256, 300	297, 400
88	242, 700	256, 600	297, 700	88	246, 700	256, 600	297, 700
89	242, 900	256, 900	298, 000	89	246, 900	256, 900	298, 000
90	243, 200	257, 200	298, 300	90	247, 200	257, 200	298, 300
91	243, 500	257, 500	298, 600	91	247, 500	257, 500	298, 600
92	243, 700	257, 800	299, 000	92	247, 700	257, 800	299, 000
93	243, 900	258, 100	299, 200	93	247, 900	258, 100	299, 200
94	244, 200		299, 400	94	248, 200		299, 400

旧				新			
95	244, 500		299, 700	95	248, 500		299, 700
96	244, 700		300, 100	96	248, 700		300, 100
97	244, 900		300, 300	97	248, 900		300, 300
98	245, 200		300, 600	98	249, 200		300, 600
99	245, 400		301, 000	99	249, 500		301, 000
100	245, 700		301, 400	100	249, 700		301, 400
101	245, 900		301, 600	101	249, 900		301, 600
102	246, 100		301, 900	102	250, 200		301, 900
103	246, 400		302, 200	103	250, 500		302, 200
104	246, 700		302, 500	104	250, 700		302, 500
105	246, 900		302, 700	105	250, 900		302, 700
106	247, 200		303, 000	106			303, 000
107	247, 500		303, 300	107			303, 300
108	247, 700		303, 600	108			303, 600
109	247, 900		303, 800	109			303, 800
110	248, 200		304, 200	110			304, 200
111	248, 500		304, 600	111			304, 600
112	248, 700		304, 900	112			304, 900
113	248, 900		305, 100	113			305, 100
114	249, 200		305, 300	114			305, 300
115	249, 500		305, 600	115			305, 600
116	249, 700		306, 000	116			306, 000
117	249, 900		306, 200	117			306, 200
118	250, 200		306, 400	118			306, 400
119	250, 500		306, 700	119			306, 700
120	250, 700		307, 000	120			307, 000
121	250, 900		307, 400	121			307, 400
122			307, 600	122			307, 600

旧				新			
123			307, 900	123			307, 900
124			308, 200	124			308, 200
125			308, 500	125			308, 500
				改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 2から10まで (略)			

舞鶴市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第27号)旧新対照表

旧	新
附 則 1から27まで (略) (舞鶴市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 28から34まで (略) 35 新給与条例第4条第3項から第10項まで、第7条の3、<u>第10条から第17条まで及び第17条の3</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 36から38まで (略) (舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 39 暫定再任用職員については、舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、<u>第4条の3</u>、第14条及び第16条の規定は、適用しない。 40から45まで (略)	附 則 1から27まで (略) (舞鶴市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 28から34まで (略) 35 新給与条例第4条第3項から第10項まで、第7条の3<u>及び第10条から第13条までの</u>規定は、暫定再任用職員には適用しない。 36から38まで (略) (舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 39 暫定再任用職員については、舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、第14条及び第16条の規定は、適用しない。 40から45まで (略) 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 2から10まで (略)

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例旧新対照表(第12号議案関係)

旧	新
(給料以外の給与) 第4条 (略) 2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」と、同条第4項中「給料、<u>扶養手当及び管理職手当の月額</u>の合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「<u>規則</u>で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「<u>100分の15</u>」と読み替えるものとする。	(給料以外の給与) 第4条 (略) 2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」と、同条第4項中「給料<u>及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに管理職手当の月額</u>の合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「<u>及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合</u>」とあるのは「<u>に100分の15</u>」と読み替えるものとする。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 2から10まで (略)

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例旧新対照表(第12号議案関係)

旧			新		
(育児短時間勤務職員等に係る給与条例の特例) 第17条 (略) 2 前項に定めるもののほか、育児短時間勤務職員等についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			(育児短時間勤務職員等に係る給与条例の特例) 第17条 (略) 2 前項に定めるもののほか、育児短時間勤務職員等についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第18条第2項 第2号	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	育児短時間勤務職員等(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)	第18条第2項 第2号	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	育児短時間勤務職員等(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)
第21条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする	第21条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第21条第4項	第1項	第1項(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	第21条第4項	第1項	第1項(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第21条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定す	第21条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定す

旧			新		
		る7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする			る7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
第30条第4項	給料、	給料の月額を舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条第1項に規定する算出率(以下「算出率」という。)で除して得た額並びに	第30条第4項	給料	給料の月額を舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条第1項に規定する算出率(以下「算出率」という。)で除して得た額
第30条第5項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額	第30条第5項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第30条第6項	規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して規則	第30条第6項	規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して規則
第30条の4第3項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額	第30条の4第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
(育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての給与条例の特例)			(育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての給与条例の特例)		
第21条 (略)			第21条 (略)		
2 前項に定めるもののほか、短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			2 前項に定めるもののほか、短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第18条第2項第2号	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	短時間勤務職員(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)	第18条第2項第2号	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	短時間勤務職員(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)

旧			新		
第21条第2項 及び第3項並 びに第36条	定年前再任 用短時間勤 務職員	短時間勤務職員	第21条第2項 及び第3項並 びに第36条	定年前再任 用短時間勤 務職員	短時間勤務職員
			<u>の見出し</u>		
			第36条	及び第10条、 第10条から第13条 まで	第10条から第13条 まで、第17条の3 及び第18条の2
				定年前再任 用短時間勤 務職員	短時間勤務職員
			改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 2から10まで (略)		

舞鶴市教育長の給与等に関する条例旧新対照表(第12号議案関係)

旧	新
(給料以外の給与) 第4条 (略) 2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」と、同条第4項中「給料、<u>扶養手当及び管理職手当の月額</u>の合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「教育長」と、「規則」で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「<u>100分の15</u>」と読み替えるものとする。	(給料以外の給与) 第4条 (略) 2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」と、同条第4項中「給料及<u>び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに管理職手当の月額</u>の合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「教育長」と、「<u>及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則</u>で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「<u>に100分の15</u>」と読み替えるものとする。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 2から10まで (略)

舞鶴市職員の退職手当に関する条例旧新対照表(第13号議案関係)

旧	新
(失業者の退職手当) 第10条 (略) 2から10まで (略) 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)から(3)まで (略) (4) <u>職業</u>に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)及び(6) (略) 12及び13 (略) 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> (1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u> (2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条</u>	(失業者の退職手当) 第10条 (略) 2から10まで (略) 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)から(3)まで (略) (4) <u>安定した職業</u>に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)及び(6) (略) 12及び13 (略) 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> (削除) (削除)

旧	新
<u>第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u> 15から17まで （略） 附 則 （<u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する退職手当の特例） 9 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）を行うことが適当であると認めたもの」とする。	15から17まで （略） 附 則 （<u>令和9年3月31日</u>以前に退職した職員に対する退職手当の特例） 9 <u>令和9年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）を行うことが適当であると認めたもの」とする。 改正附則 （施行期日） 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

旧	新
	(経過措置) 2 この条例による改正後の舞鶴市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第10条第11項(第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した舞鶴市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であってこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

舞鶴市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例旧新対照表(第14号議案関係)

旧							新							
別表(第2条関係)							別表(第2条関係)							
退職報償金支給額表							退職報償金支給額表							
階級	勤務年数						階級	勤務年数						
	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以上		5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上35年 未満	35年以上
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000
							改正附則							
							(施行期日)							
							1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。							
							(経過措置)							
							2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。							

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例旧新対照表(第15号議案関係)

旧	新
(期末手当に関する特例措置) 13 <u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支給する期末手当</u>に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「副市長」ととあるのは「副市長」と、<u>「合計額」</u>とあるのは「給料の月額」ととする。	(期末手当に関する特例措置) 13 <u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支給する期末手当</u>に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「副市長」ととあるのは「副市長」と、<u>「同項に規定する合計額」</u>とあるのは「給料の月額」ととする。 改正附則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

舞鶴市教育長の給与等に関する条例旧新対照表(第15号議案関係)

旧	新
附 則 (期末手当に関する特例) 6 <u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支給する期末手当</u>に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「教育長」ととあるのは「教育長」と、<u>「合計額」</u>とあるのは「給料の月額」ととする。	附 則 (期末手当に関する特例) 6 <u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支給する期末手当</u>に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「教育長」ととあるのは「教育長」と、<u>「同項に規定する合計額」</u>とあるのは「給料の月額」ととする。 改正附則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

舞鶴市公共下水道条例旧新対照表

旧	新
(排水設備の工事の施行) 第6条 (略) 2 指定工事業者は、次に掲げる要件を備えるもののうちから指定する。 (1) (略) (2) <u>専属の</u>下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)を<u>1人以上有すること</u>。 (3) (略) 3 (略) (除害施設の設置等) 第8条の2 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。 (1)から(10)まで (略) (11) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、京都府環境を守り育てる条例(平成7年京都府条例第33号)により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。) 当該排水基準に係る数値 2及び3 (略)	(排水設備の工事の施行) 第6条 (略) 2 指定工事業者は、次に掲げる要件を備えるもののうちから指定する。 (1) (略) (2) <u>営業所ごとに</u>下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)を<u>選任していること。ただし、京都府内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u> (3) (略) 3 (略) (除害施設の設置等) 第8条の2 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。 (1)から(10)まで (略) (11) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、京都府環境を守り育てる条例(平成7年京都府条例第33号)により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。) 当該排水基準に係る数値 2及び3 (略) 改正附則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

舞鶴市ふるさと応援基金条例旧新対照表

旧	新
(事業) 第3条 第1条に規定する目的を達成するために行う事業は、次に掲げる事業とする。 (1)から(5)まで (略) <u>(6)</u> (略)	(事業) 第3条 第1条に規定する目的を達成するために行う事業は、次に掲げる事業とする。 (1)から(5)まで (略) <u>(6) 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する事業</u> <u>(7)</u> (略) 改正附則 この条例は、公布の日から施行する。

舞鶴市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
(園路及び広場) 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)から(5)まで (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令<u>第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック等」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。 (7) (略)	(園路及び広場) 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)から(5)まで (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令<u>第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック等」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。 (7) (略) 改正附則 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

舞鶴市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

の一部を改正する条例(令和6年条例第30号)旧新対照表

旧	新
第3条に次の1号を加える。 (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)<u>第34条第1項及び第2項</u>の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) 第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。 (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (8) 建設業法施行令<u>第34条第1項及び第2項</u>の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	第3条に次の1号を加える。 (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)<u>第37条第1項及び第2項</u>の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) 第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。 (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (8) 建設業法施行令<u>第37条第1項及び第2項</u>の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの 改正附則 この条例は、公布の日から施行する。

舞鶴市国民健康保険条例旧新対照表

旧	新
(基礎賦課限度額) 第13条の6 第10条の基礎賦課額は、<u>65万円</u>を超えることができない。 (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第13条の6の12 第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>24万円</u>を超えることができない。 (低所得者の保険料の減額) 第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)とする。 (1) (略) (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>29万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額	(基礎賦課限度額) 第13条の6 第10条の基礎賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。 (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第13条の6の12 第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>26万円</u>を超えることができない。 (低所得者の保険料の減額) 第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)とする。 (1) (略) (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>30万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

旧	新
イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額 (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>54万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額 イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額 2 (略) 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>24万円</u>」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の6第2項」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護	イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額 (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>56万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額 イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額 2 (略) 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>26万円</u>」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の6第2項」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護

旧	新
納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と読み替えるものとする。	納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と読み替えるものとする。
(出産被保険者の保険料の減額)	(出産被保険者の保険料の減額)
第18条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)とする(第5項に掲げる場合を除く。)	第18条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)とする(第5項に掲げる場合を除く。)
(1)及び(2) (略)	(1)及び(2) (略)
2 (略)	2 (略)
3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>24万円</u>」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の6第2項」と読み替えるものとする。	3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>26万円</u>」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の6第2項」と読み替えるものとする。
4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と読み替えるものとする。	4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と読み替えるものとする。
5 当該年度において、第18条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合にお	5 当該年度において、第18条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合にお

旧	新
ける当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)とする。 (1)及び(2) (略) 6 (略) 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>24万円</u>」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の6第2項」と読み替えるものとする。 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者がある場合」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)がある場合」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「17万円」と、第6項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と読み替えるものとする。	ける当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)とする。 (1)及び(2) (略) 6 (略) 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>26万円</u>」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の6第2項」と読み替えるものとする。 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者がある場合」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)がある場合」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「17万円」と、第6項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と読み替えるものとする。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (適用区分) 2 この条例による改正後の舞鶴市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

舞鶴市地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例旧新対照表

旧	新
(返還の免除) 第3条 市長は、次に掲げる場合は、奨学金等の全部の返還を免除するものとする。 (1) 専門研修医として奨学金等の貸与を受けた者(この条例に基づき重複して奨学金等の貸与を受けた者を除く。)が、当該専門研修を受けなくなった日の翌日から起算して貸与相当期間(奨学金等の貸与を受けた期間に相当する期間(1年未満の端数があるときは、これを1年とする。))をいう。以下同じ。)に<u>3年</u>を加えた期間内において、地域医療機関における医師の業務に貸与相当期間従事した場合。ただし、地域医療機関における医師の業務に従事した期間が貸与相当期間に達するまでの間、地域医療機関又は医療法第31条に規定する公的医療機関その他の規則で定める医療機関(以下「指定医療機関」という。)における医師の業務に従事した場合に限る。 (2) 臨床研修医として奨学金等の貸与を受けた者(この条例に基づき重複して奨学金等の貸与を受けた者を除く。)が、当該臨床研修を修了した日の翌日から起算して貸与相当期間に<u>3年</u>を加えた期間内において、地域医療機関における医師の業務に貸与相当期間従事した場合。ただし、地域医療機関における医師の業務に従事した期間が貸与相当期間に達するまでの間、地域医療機関又は指定医療機関における医師の業務に従事した場合に限る。 (3) 大学院生として奨学金等の貸与を受けた者(この条例に基づき重複して奨学金等の貸与を受けた者を除く。)が、大学院の医学を履修する課程に在学しなくなった日の翌日から起算して貸与相当期間に<u>3年</u>を加えた期間内において、地域医療機関における医師の業務に貸与相当期間従事した場合。ただし、地域医療機	(返還の免除) 第3条 市長は、次に掲げる場合は、奨学金等の全部の返還を免除するものとする。 (1) 専門研修医として奨学金等の貸与を受けた者(この条例に基づき重複して奨学金等の貸与を受けた者を除く。)が、当該専門研修を受けなくなった日の翌日から起算して貸与相当期間(奨学金等の貸与を受けた期間に相当する期間(1年未満の端数があるときは、これを1年とする。))をいう。以下同じ。)に<u>5年</u>を加えた期間内において、地域医療機関における医師の業務に貸与相当期間従事した場合。ただし、地域医療機関における医師の業務に従事した期間が貸与相当期間に達するまでの間、地域医療機関又は医療法第31条に規定する公的医療機関その他の規則で定める医療機関(以下「指定医療機関」という。)における医師の業務に従事した場合に限る。 (2) 臨床研修医として奨学金等の貸与を受けた者(この条例に基づき重複して奨学金等の貸与を受けた者を除く。)が、当該臨床研修を修了した日の翌日から起算して貸与相当期間に<u>5年</u>を加えた期間内において、地域医療機関における医師の業務に貸与相当期間従事した場合。ただし、地域医療機関における医師の業務に従事した期間が貸与相当期間に達するまでの間、地域医療機関又は指定医療機関における医師の業務に従事した場合に限る。 (3) 大学院生として奨学金等の貸与を受けた者(この条例に基づき重複して奨学金等の貸与を受けた者を除く。)が、大学院の医学を履修する課程に在学しなくなった日の翌日から起算して貸与相当期間に<u>5年</u>を加えた期間内において、地域医療機関における医師の業務に貸与相当期間従事した場合。ただし、地域医療機

旧	新
関における医師の業務に従事した期間が貸与相当期間に達するまでの間、地域医療機関又は指定医療機関における医師の業務に従事した場合に限る。 (4) 大学生として奨学金等の貸与を受けた者(この条例に基づき重複して奨学金等の貸与を受けた者を除く。)が、大学を卒業した日後の最初の4月1日から1年を経過する日までに医師の免許を取得し、直ちに臨床研修を受け、当該臨床研修を修了した日の翌日から起算して貸与相当期間に<u>3年</u>を加えた期間内において、地域医療機関における医師の業務に貸与相当期間従事した場合。ただし、地域医療機関における医師の業務に従事した期間が貸与相当期間に達するまでの間、地域医療機関又は指定医療機関における医師の業務に従事した場合に限る。 (5) この条例に基づき重複して奨学金等の貸与を受けた者が、それぞれの奨学金等の貸与を受けた期間を通算した期間(1年未満の端数があるときは、これを1年とする。)に相当する期間に<u>3年</u>を加えた期間内において、地域医療機関における医師の業務に当該相当する期間従事した場合であって、規則で定めるとき。 (6) (略) 2及び3 (略)	関における医師の業務に従事した期間が貸与相当期間に達するまでの間、地域医療機関又は指定医療機関における医師の業務に従事した場合に限る。 (4) 大学生として奨学金等の貸与を受けた者(この条例に基づき重複して奨学金等の貸与を受けた者を除く。)が、大学を卒業した日後の最初の4月1日から1年を経過する日までに医師の免許を取得し、直ちに臨床研修を受け、当該臨床研修を修了した日の翌日から起算して貸与相当期間に<u>5年</u>を加えた期間内において、地域医療機関における医師の業務に貸与相当期間従事した場合。ただし、地域医療機関における医師の業務に従事した期間が貸与相当期間に達するまでの間、地域医療機関又は指定医療機関における医師の業務に従事した場合に限る。 (5) この条例に基づき重複して奨学金等の貸与を受けた者が、それぞれの奨学金等の貸与を受けた期間を通算した期間(1年未満の端数があるときは、これを1年とする。)に相当する期間に<u>5年</u>を加えた期間内において、地域医療機関における医師の業務に当該相当する期間従事した場合であって、規則で定めるとき。 (6) (略) 2及び3 (略) 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の第3条の規定は、この条例の施行の際現に奨学金等の貸与を受けている者及びこの条例の施行の際現に奨学金等の返還の免除の要件を充足する過程にある者についても適用する。

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例旧新対照表

旧	新
(従業者の員数) 第152条 (略) 2から12まで (略) 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士又は機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14から17まで (略)	(従業者の員数) 第152条 (略) 2から12まで (略) 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14から17まで (略) 改正附則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例旧新対照表

旧	新
(基本方針) 第2条 (略) 2 地域包括支援センターは、舞鶴市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (人員に関する基準) 第3条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1)から(3)まで (略)	(基本方針) 第2条 (略) 2 地域包括支援センターは、舞鶴市地域包括支援センター運営協議会(以下「協議会」という。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (人員に関する基準) 第3条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。 (1)から(3)まで (略) 2 <u>前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u>

旧	新																
<u>2</u> 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると<u>舞鶴市地域包括支援センター運営協議会</u>において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 <table border="1" data-bbox="253 502 1120 965"> <thead> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th><th>人員配置基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td><u>前項各号</u>に掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td><u>前項各号</u>に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の<u>前項第1号</u>に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の<u>前項第2号</u>又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td></tr> </tbody> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の <u>前項第2号</u> 又は第3号に掲げる者のいずれか1人	<u>3</u> 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると<u>協議会</u>において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 <table border="1" data-bbox="1144 502 2011 965"> <thead> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th><th>人員配置基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td><u>第1項各号</u>に掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td><u>第1項各号</u>に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の<u>第1項第1号</u>に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td></tr> </tbody> </table> 改正附則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の <u>同項第2号</u> 又は第3号に掲げる者のいずれか1人
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準																
おおむね1,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の <u>前項第2号</u> 又は第3号に掲げる者のいずれか1人																
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準																
おおむね1,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の <u>同項第2号</u> 又は第3号に掲げる者のいずれか1人																

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
(保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。))(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規	(保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。))(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。 (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規

旧	新
定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第4項第1号</u>において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 <u>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u>	定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第6項第1号</u>において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 <u>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第1号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> (2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> ア <u>家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> <u>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> ア <u>家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれ</u>

旧	新
(2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u> (2) (略) <u>4 (略)</u> <u>5 (略)</u> (食事の提供の特例) 第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための	<u>れの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> (2) <u>市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) (略) <u>6 (略)</u> <u>7 (略)</u> (食事の提供の特例) 第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加

旧	新
加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)から(5)まで (略) 2 (略) 附 則 1から3まで (略) (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5から10まで (略)	熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は<u>管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)から(5)まで (略) 2 (略) 附 則 1から3まで (略) (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5から10まで (略) 改正附則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第28号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第28条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条例第28条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 (略) (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第5項</u>までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「<u>連携施設</u>」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行う</u>こと。	第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第28号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第28条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条例第28条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 (略) (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第7項</u>までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「<u>連携施設</u>」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(<u>次項において「保育内容支援」という。</u>)を実施すること。

旧	新
(2) (略) (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び<u>第4項第1号</u>において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 <u>2</u> 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号</u>の規定を適	(2) (略) (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び<u>第6項第1号</u>において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 <u>2</u> 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る<u>連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> (2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> ア <u>特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3</u> <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> <u>4</u> 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用し

旧	新
用しないこととすることができる。 <u>(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(同号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u> (2) (略) <u>4 (略)</u> <u>5 (略)</u> <u>6 (略)</u> <u>7 (略)</u> <u>8 (略)</u> <u>9 (略)</u>	ないこととすることができる。 <u>(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> <u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) (略) <u>6 (略)</u> <u>7 (略)</u> <u>8 (略)</u> <u>9 (略)</u> <u>10 (略)</u> <u>11 (略)</u>

旧	新
附 則 1から4まで （略） （連携施設に関する経過措置） 5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	附 則 1から4まで （略） （連携施設に関する経過措置） 5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。 改正附則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例旧新対照表

旧	新
(過料) 第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。 (1) 正当な理由なしに、<u>法第13条第1項</u>(法第30条の3において準用する場合を含む。<u>以下この号において同じ。</u>)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>法第13条第1項</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者 (2) 及び(3) (略)	(過料) 第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。 (1) 正当な理由なしに、<u>法第10条の5若しくは第13条</u>(法第30条の3において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>これらの</u>規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者 (2) 及び(3) (略) 改正附則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。